

## 土岐市広告掲載基準

### 広告掲載不可の業種または事業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種で社会問題を起こしている業種及び事業者
- (7) 法律の定めのない医療に類似した行為を行う施設又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (9) 占い又は運勢判断に関するもの
- (10) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (11) 債権取立て、示談引き受け等に関するもの
- (12) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売及びこれに類する取引に関するもの
- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続中又は更正手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

### 広告掲載不可の内容

- (1) 法律等に違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張

- (6) 名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (10) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (11) 市の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (13) 社会的に不適切なもの
- (14) 国内世論が大きく分かれているもの
- (15) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現×例：「世界一」「一番安い」等
  - イ 射幸心を著しくあおる表現×例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
  - ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
  - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (16) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等表示する必然性がある場合

は、その都度適否を検討するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想または想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(土岐市広告掲載取扱要領 (平成 30 年土岐市訓令甲第 6 号) より抜粋)